

# みやき町立北茂安中学校 いじめ防止基本方針

## 1 策定の意義

いじめは、人権の侵害であり、子どもの身体や人格を傷つけ、時として死にも至らしめるものであることから、決して許されるものではない。いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との認識を持ち、学校が一丸となって組織的に対応することはもとより、一人一人の大人が、それぞれの役割と責任を自覚し、社会総がかりで取り組むべきものである。このため本校は、①いじめの未然防止、②いじめの早期発見・いじめ事案への対処、③いじめ再発防止の取組をさらに充実させ、保護者・地域、関係機関等と連携して取り組むために基本的な方針を定める。

## 2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

「いじめ」とは

生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

- (1) すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず「1 策定の意義①～③」を行うこと。
- (2) いじめは、いじめを受けた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない卑怯な行為であることを、生徒が十分に理解できるようにすること。
- (3) いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することを第一義に、町、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもと、いじめ問題を克服することを目指して行うこと。

## 3 いじめ防止のための指導体制・組織

- (1) いじめ防止等の対策のために校内に「いじめ防止対策委員会」を設置する。
- (2) 「いじめ防止対策委員会」のメンバーを、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、該当学年主任・生徒指導担当・学級担任とする。ただし、状況に応じて部活動顧問他の関係教職員を委員とする場合もある。

なお、いじめの状況や内容等により必要と認める場合は、校内委員会に外部委員（学校評議員、PTA代表）を加えた「拡大いじめ防止対策委員会」を設置して、その対応にあたる。

- (3) 「いじめ防止対策委員会」の主な活動内容は次のとおりである。

- 学校基本方針に基づく取り組みの実施
- 具体的な年間計画の作成・実行・評価
- 相談及び通報窓口の設置
- 情報の収集と記録、共有、対応策定
- 相談アンケートの定期的な実施と対応

#### 4 いじめの未然防止の取組

生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにするとともに、いじめに向かわない態度・能力を育成するよう授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。そのため、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導の留意点などについて教職員の共通理解を図った上で、いじめ防止につながる取組を年間指導計画に位置付け学校の教育活動全体を通して実践する。

- (1) すべての教育活動を通して、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力を育むことがいじめの防止に資することを踏まえ、人権教育を推進しながら思いやりの心を育てる。また、機会を逃さず生徒理解に努める。
- (2) 毎日の授業をはじめ、学校・学年行事、体験活動に主体的に参加・活躍できるよう、**出番・役割・承認のサイクル**を意図的・計画的に仕組み、自己有用感を高める。
- (3) すべての教職員が「いじめを絶対に許さない」という強い決意をもち、日頃から生徒・保護者との信頼関係の構築を行う。
- (4) 生徒に集団の一員としての自覚を育むことで、互いを認め、支え合う学校の風土をつくる。また、生活アンケートの実施によりいじめの兆候の把握に努める。
- (5) 教職員の言動が生徒を傷つけたりすることが絶対にならないように、指導・支援のあり方に細心の注意を払う。
- (6) 生徒指導部会・職員朝会や生徒指導協議会等において、指導・支援を要する生徒に関する情報交換を行い、その対応について協議する。
- (7) いじめ防止に関する職員研修の充実を図り、教職員の指導力及び実践力の向上に努める。
- (8) ネットいじめへの対応
  - ① ネットいじめの現状と対策に関する研修をもち、教職員のいじめに対する対応力を高める。
  - ② 情報モラル教育の充実を努め、インターネット社会の問題点について、生徒の理解を深める。
  - ③ 学校ホームページや保護者向けの文書・リーフレットなど、さまざまな方法や機会を活用して生徒や保護者への啓発活動を行う。
  - ④ ネットいじめを発見した場合、情報削除や発信者への対応など適切かつ迅速に対応する。必要に応じて所轄警察署等の外部機関と連携して対応する。

#### 5 いじめの早期発見の取組

- (1) 軽微な兆候であっても「いじめ」ではないかとの危機意識をもってあたるなど、いじめを積極的に発見するように努める。
- (2) いじめの兆候を察した場合は、速やかに「いじめ防止対策委員会」を開催し、その情報を共有して、迅速な対応に努める。
- (3) できるだけ生徒とふれあう時間を確保するように努め、生徒のちょっとした変化やサインを見逃さないように、アンテナを高く保つ。
- (4) 生活アンケートや教育相談の実施、小中連携による情報の共有化や家庭や地域からの情報提供等により、いじめの実態把握が行われやすい体制づくりに努める。

## 6 いじめ事案への対処（事案対処）

### (1) いじめ発生時の対応

#### ①いじめの覚知

相談・通報により各教職員がいじめと疑われる事案を覚知した場合は、速やかに管理職に報告する。報告を受けた管理職は、教育委員会に覚知報告を行う。

#### ②いじめの認知

覚知後、対策委員会を開催し、いじめ事案を確認するための調査を行い、いじめの定義に従い、認知の判断をする。

いじめを認知した場合は、対策委員会で調査方法、被害・加害生徒・保護者への対応を協議し、その方針を校長が決定し、関係者に指示する。さらに事案の状況に応じ、外部委員を加えた拡大対策委員会を開催する。また、指導体制や対応方針については、関係保護者と情報共有を行うとともに、認知1週間を目途にみやき町教育委員会に認知報告を行う。認知したいじめがすでに終息したものであれば、学年主任や担任等により被害・加害生徒への指導を行い、管理職にその内容を報告する。

#### ③情報の記録及び共有

各教職員は、教育現場における安全管理の手引き及び危機管理マニュアルに従い対応するとともに、いじめに係る情報を適切に記録し共有する。

### (2) 重大事態への対応

① 次に掲げる場合には、その重大事態として対処し、直ちにみやき町教育委員会に報告するとともに必要に応じて専門機関や所轄警察署等に通報しながら連携を進める。

ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

イ いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

② みやき町教育委員会と協議の上、「拡大いじめ防止対策委員会」を設置し、生徒の人間関係や学校の対応も含めた事実関係を明確にするために調査を実施する。

③ 被害生徒の保護とケアを最優先するとともに、加害生徒に対して教育的配慮のもとで適切な指導・支援にあたり、いじめの解決・解消に努める。

④ 事案にかかる調査結果については、個人情報に十分配慮しながら、関係の生徒・保護者への適切な情報提供を行うとともに、問題解決のために有効に調査結果を活用する。

## 7 いじめの再発防止の取組

認知したいじめについて、被害生徒へのケアや加害生徒への指導など、適切な措置を行った後、双方の保護者も交えた謝罪の場を設定し、一定の解決が図られた後、3か月以上その後の観察や面談などを行い、通常の生活に戻ったと判断できる状態（いじめの解消）への取組の徹底を図る。

## 8 いじめへの対応力の向上を図る教職員研修の推進

全教職員の共通認識を図るため、少なくとも年に1回以上、いじめ防止を始めとする生徒指導上の諸課題等に関する職員研修を行う。教職員の異動等によって教職員間の共通認識が形骸化してしまわないためにも、年間計画に位置づけた研修を実施する。

## 9 取組体制の点検及び評価について

日頃からの生徒理解、いじめの未然防止や早期発見・早期対応の取組、いじめが発生した際の迅速かつ適切な対応、いじめに対する組織的な取組等、学校としていじめの再発防止につながる点検・評価を学期に1回行う。学校は評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

## 10 付記

- ・平成26年 4月 1日策定
- ・平成26年10月 1日改訂
- ・平成29年12月25日改定
- ・令和 3年 6月 4日改定
- ・令和 5年 7月 4日改定
- ・必要に応じて改定する。

(参考資料)

○いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号 抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（いじめの定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。